

学納金等返還口座届

常葉大学 学長 江藤 秀一 殿	届出年月日	西暦	年	月	日
常葉大学短期大学部 学長 木宮 健二 殿	生年月日	西暦	年	月	日
下記のとおり返還口座をお届けいたします。	学籍番号				
	フリガナ				
大学 短期大学部	学部 学科 専攻	学科(科) 課程	氏名 (自署)	印	

- ・大学／短期大学部は該当する方に○をつけてください。
- ・太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

機構の給付奨学金に関する情報	
【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】	

使用できる金融機関及び口座	
金融機関	国内の銀行（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行）、信用金庫、労働組合、信用組合（一部を除く）、ゆうちょ銀行、農協
口座	普通預金口座

ゆうちょ銀行を指定する場合は、「他金融機関からの振込用の店名・店番・預金種別・口座番号」を記入してください。									
フリガナ									
銀行 信用金庫 農協					労働金庫 信用組合				
					支店出張所				
金融機関番号		店番号		預金種目	口座番号（右づめで記入してください）			口座名義人（保護者名義または本人名義に限る）	
				普通（総合）				フリガナ	氏名
								氏名	
							※本人名義の場合、保護者の同意印 印		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、授業料減免等の業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、本学が実施する経済支援のために利用します。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

常葉大学 学長 江藤 秀一 殿
常葉大学短期大学部 学長 木宮 健二 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、常葉大学・常葉大学短期大学部が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が常葉大学・常葉大学短期大学部の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目は該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)				
	現住所	〒 都道府県 市区町村				
	所属学部・学科等			学籍番号		
	学年	年				
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(＊)	(学校名)		(期間／月数) 年 月～ 年 月／ 月		
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない		
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
	☐ 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば受付番号)】					
☐ 在学採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						

申請書の作成あたっての注意事項

イ) 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の認定が遅れる等の原因になります。

給付奨学金の申込みを行わず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）

なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ) 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。

ハ) 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

ニ) 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。

ホ) 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。